

人権尊重の精神を基本に据え、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす児童像」

- いじめを決して許さない児童
- 相手の立場に立って行動できる児童
- 勇気をもって行動できる児童

「PTA・コミュニティースクールとの連携」

- ・ PTA総会
- ・ 評議委員会
- ・ 実行委員会
- ・ 専門委員会
- ・ 合同部会
- ・ 部活動振興会 など

「いじめ対策委員会」

- ・ 校長・教頭・教務主任
- ・ 生活指導主任・学年主任
- ・ 養護教諭・SCなど
- ※ 必要に応じて関係教職員や専門家等を追加する

「関係機関との連携」

- ・ 教育委員会・警察
- ・ 子育て支援課
- ・ 児童相談所・法務局
- ・ 医療機関・民生委員
- ・ スクールサポーター
- ・ 少年センター
- ・ 学校評議員 など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

(基本理念)

- 「いじめられても仕方がないものなど一人もいない」という基本理念をとる。そのためいじめをさせない、いじめを許さない、目の届かない場所と時間をなくすという指導方針を徹底する。

(認識と対応)

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という認識に立ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進する。

(日常の取組)

- 未然防止として、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、授業づくりや学級集団作りを行う。

(早期発見と関係機関との連携)

- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもといじめの正確な認知を推進する。

(人権意識と道徳心の涵養)

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、児童の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

(取組の評価)

- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日ごろからの児童の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

## (1) いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、特定の教職員が問題を抱え込まず、校長を中心に一致協力した校内指導体制の確立、家庭・地域・社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる児童の意識の向上、自己指導能力、問題解決能力、道徳的実践力を身に付けた児童を育成する。

- (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上
- (2) 人権意識と生命尊重の態度、道徳性を養う道徳教育の充実
- (3) 児童の自己肯定感、自己指導能力の育成
- (4) 特別な配慮が必要な児童への支援
- (5) 学校基本方針の周知と取組の評価、家庭・地域社会、関係機関との連携強化

## (2) いじめの早期発見

児童に関する情報を全職員で共有するとともに、日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。

また、定期的かつ必要に応じて、アンケート調査や教育相談、保護者面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実施把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換
- (2) 定期的かつ必要に応じて、アンケート調査や個人面談等の実施
- (3) 校内の「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備
- (4) 情報の収集と相談機関等の周知

## (3) いじめのサインとチェックポイント

- (1) いじめられている児童が発するサイン

- ① 服装
  - 衣服の汚れ、破れがある
  - 傷やあざがある
- ② しぐさや態度
  - どこかおどおどしておびえている
  - 家族と視線を合わせない
- ③ 友だちとの関係
  - 周りの友だちに異常なほど気をつかう
  - 交友関係が急に変わった
  - いやなあだ名で呼ばれる
- ④ 生活面
  - 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている
  - 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている
  - 学級写真などの顔にいたずらされている
  - 体の不調を訴えて、遅刻・早退をする

## (4) いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、正確に認知し、早期対応、早期解決につなげる。

- いじめの認知に関する消極姿勢や漏れがないかを十分に確認する。
- 認知件数が0であった場合は、0であった事実を児童及び保護者に公表して検証を仰ぎ、認知漏れがないかを確認する。
- いじめの認知に当たっては、被害・加害児童の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにする。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにする。

## (5) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
- (2) いじめられた児童またはその保護者への支援
- (3) いじめた児童への指導またはその保護者への助言
- (4) 集団への働きかけと継続的指導
- (5) ネット上へのいじめへの対応、情報モラル教育の充実

## (6) 重要事態への対処

児童生徒の生命、または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するように努める。

- (1) 重大事態の調査主体の明確化、事実関係の明確化
- (2) 重大事態の報告 学校→教育委員会
- (3) 対応策、役割分担の検討と対応
- (4) 調査結果の報告と提供 学校→教育委員会  
学校→いじめを受けた児童・保護者

## (7) いじめの解消の判断

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。  
\* いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

## (8) 年間計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解、児童・保護者等への周知 児童の情報交換 生活アンケート調査 家庭訪問 小・中連携によるいじめ防止の取組	10	生活アンケート調査 小・中連携によるいじめ防止の取組への評価と改善
5	生活アンケート調査 連休明けの児童観察・情報交換 民生委員との情報交換	11	生活アンケート調査 個人面談 教育相談
6	生活アンケート調査 教育週間（道徳公開授業）	12	生活アンケート調査 人権集会 民生委員との情報交換 職員研修会（情報交換、ケース会議）
7	生活アンケート調査 教育相談 個人面談 民生委員・学校評議員との情報交換	1	生活アンケート調査 休業中の児童生徒の情報交換と共通理解
8	生活アンケート調査（登校日） 平和祈念集会 職員研修会（情報交換、ケース会議）	2	生活アンケート調査 新入生説明会（小学校の取組紹介） 民生委員との情報交換
9	生活アンケート調査 休業中の児童の情報交換と共通理解 民生委員との情報交換	3	生活アンケート調査 次年度申し送り資料作成 新入生引継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価

(9) いじめに関する主な相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
高城台小学校「いじめ相談窓口」	095 - 838-7196	8:15~16:45 (月~金)
24時間子供SOSダイヤル (親子ホットライン)	0120 - 0 - 78310	9:00~21:00 (月~金)
こころの電話	095 - 847 - 7867	9:00~16:30 (月~金)
子ども・家庭110番	095 - 844 - 1117	9:00~20:00 (毎 日)
テレホン児童相談室	0956 - 23 - 1117	9:00~17:45 (月~金)
ヤングテレホン	0120 - 78 - 6714	9:00~17:45 (月~金)
こども人権110番	0120 - 007 - 110	8:30~17:15 (月~金)
長崎いのちの電話	095 - 842 - 4343	9:00~22:00 (毎 日)
いじめ相談ホットライン	0570 - 078310	24時間 (月~金)
長崎 こども・女性・障害者支援 センター	095 - 844 - 5132	9:00~17:45 (月~金)
長崎市少年センター	095 - 825 - 1949	9:00~17:30 (月~金)
長崎市教育研究所教育相談	0120 - 556 - 275	9:00~16:00 (月~金)
子育て支援相談電話	095 - 825 - 5624 095 - 822 - 8573	8:45~17:30 (月~金)